

2021年3月25日

中華人民共和国 国家知識産権局 知識産権保護司 御中

一般社団法人日本知的財産協会
副理事長 奥村 浩也

『薬品専利紛争早期解決メカニズムに関する行政裁決弁法』に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記『薬品専利紛争早期解決メカニズムに関する行政裁決弁法』について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しく願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料：『薬品専利紛争早期解決メカニズムに関する行政裁決弁法』に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会

志村 勇(担当:古谷真帆)

TEL:81-3-5205-3433

FAX:81-3-5205-3391

Email:furuya@jipa.or.jp

『薬品専利紛争早期解決メカニズムに関する行政裁決弁法』に対する意見

『薬品専利紛争早期解決メカニズムに関する行政裁決弁法』に対する意見コメント①

該当条文	第 8 条
意見	第 8 条(4)は「係争専利に係る請求項が国務院専利行政部門により無効と宣告されており、その後専利法第 41 条に定める人民法院への提訴がされていないか、あるいは人民法院においても無効と判断されている場合。」とするのが望ましい。
理由	原案の“無効と宣告されている場合”では、どの段階での判断を指すのかが不明確である。国務院専利行政部門による無効宣告が出され、専利法第 41 条に基づいて無効審決取消訴訟が人民法院に提訴されている場合、国務院専利行政部門の無効宣告の段階で無効が確定したと判断することは尚早であり、このことを理由として医薬品特許紛争行政裁決申立が受理されないのは申立人、被申立人双方にとって不利益である。

『薬品専利紛争早期解決メカニズムに関する行政裁決弁法』に対する意見コメント②

件名	第 11 条並びに第 17 条
意見	①第 11 条第 2 項は「国家知識産権局が口頭審理の実施を決定した場合、少なくとも口頭審理の 10 営業日前に口頭審理の日時、場所を当事者に通知しなければならない。…」とすることが望ましい。 ②第 17 条は「当業者が国家知識産権局が・・・不服の場合、行政判断書の受領日より 15 日以内(外国当事者は 30 日以内)に人民法院に起訴することができる。」とすることが望ましい。
理由	本弁法第 20 条で引用する特許行政法執行弁法では各種期限が総じて短く設定されており、特に医薬品特許紛争行政裁決では外国当事者に配慮した期限の設定が必要である。このうち、本弁法で具体的な日数の規定がある、第 11 条第 2 項の口頭審理の開催通知および第 17 条の人民法院への不服申し立て期間を現実的に対応可能な設定とすることが望まれる。また、本弁法に具体的な記載がないものの、特許行政法執行弁法第 14 条にあるような被請求人に対する請求人申立への答弁の機会が医薬品特許紛争行政裁決でも付与される場合、答弁の期限としては請求人申立の副本送達から 15 日以内(特許行政法執行弁法第 14 条の規定)ではなく、30 日以内(外国当事者は 45 日以内)とすることが望ましい。